

京都市告示第 2 0 8 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 7 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
一条通	上京区北伊勢殿構町695番地地先内	旧	メートル 0.70	メートル 4.00
		新	0.70	4.02 ~ 4.37
山科東野経 20号線	山科区西野左義長町36番地の1地先から	旧	92.60	4.00 ~ 4.40
	山科区東野舞台町8番地の9地先まで	新	92.60	4.01 ~ 6.52
山科東野緯 9号線	山科区東野舞台町6番地の3地先内	旧	11.50	2.95 ~ 3.52
		新	10.50	4.00 ~ 7.60
竹田経17の 1号線	伏見区竹田三ツ杭町67番地の2地先内	旧	2.10	3.70 ~ 4.90
		新	2.10	5.13 ~ 5.18

深草経209号 線	伏見区深草大亀谷東寺町25番地の2地 先から	旧	12.70	6.00
	同町22番地の16地先まで	新	12.70	6.01 ~ 12.70

(建設局土木管理部道路明示課)